

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その13：公衆衛生庁からの新たな一般的勧告等)

令和2年4月1日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- 4月1日、公衆衛生庁は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための日常生活上の一般的な勧告を発出しました。これには、普段の生活、スポーツ活動、会合等の開催、働き方や通勤等に関する注意事項が含まれています。
- 現時点で日本人のスウェーデンからの出国は制限されていませんが、航空便の運航等に関する情報は頻繁に変更されるため、航空会社のホームページなどで最新情報を確認してください。

【本文】

1 公衆衛生庁の勧告には、例えば以下のような個人や事業主等が取るべき具体的な対策が記載されています。

- ・ 店舗、ショッピングセンター、美術館、図書館、待合室等の屋内外の人が集まる場所では距離を取ることを。
- ・ 公共交通機関等においてお互いに距離を取ることを。
- ・ パーティー、冠婚葬祭、洗礼等の比較的規模の大きい集会への参加をやめること。
- ・ 70歳以上等のリスクグループに属する人は他人との接触を制限し公共交通機関の利用を避けること。
- ・ スポーツ活動の運営者は、できる限り活動は屋外で実施し、試合等を延期すること。
- ・ 団体等の年次会合など、実際に人が集まる会合は延期すること。
- ・ 雇用者は、被雇用者等のソーシャルディスタンス、自宅での勤務を確保し、また、不要な出張やラッシュ時の通勤を避けること。

<https://www.krisinformation.se/en/news/2020/april/public-health-agency-of-sweden-advice-for-reducing-infection> (英語サイト)

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/contentassets/5733d0f5cba44d9e9069a272f7e98470/hslf-fs-allmanna-rad-om-allas-ansvar-covid-91.pdf> (スウェーデン語)

2 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。

また、日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館 HP に掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>